

横浜市外へ転出される方へ

新住所地では、住み始めた日から14日以内に転入の手続きをしてください。

【転入手続に必要なもの】

(届出が遅れると過料がかかる場合があります。)

- ◎ 転出証明書又は個人番号カード（マイナンバーカード）・住民基本台帳カード
- ◎ 通知カード（お持ちの方のみ） ◎ 外国人住民の方は、在留カード又は特別永住者証明書
- ◎ 本人確認資料（運転免許証・在留カード・健康保険証・年金手帳など） ◎ 印鑑

▼転出される方が下記に該当する場合、次の手続きが必要です。

項目	(横浜市)区での手続	新住所地での手続
印鑑登録	・転出予定日をもって自動的に廃止されますので手続は不要です。 ・転出予定日前日までに印鑑登録証明書が必要になる場合は、印鑑登録証(カード)のほかに転出証明書等*が必要です。	必要な方はあらかじめ申請をしてください。手続は各市区町村で異なります。詳しくは転入先の市区町村へ確認してください。
個人番号カード 住民基本台帳カード		転入先へ個人番号カード・住民基本台帳カードを持参して継続利用の手続を行うことにより、引き続き使用することができます。パスワードが必要です。
電子証明書	署名用電子証明書は失効します。	必要な方はあらかじめ申請をしてください。
公立小中学校の 児童・生徒	今までの学校から次のものをお受け取りください。 ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書	転入手続時に持参してください。 ・在学証明書
国民年金	担当窓口で手続をしてください。 ・住民異動届(登録担当窓口でお渡ししたもの)	転入手続時に持参してください。 ・年金手帳
国民健康保険 介護保険 後期高齢者医療制度	各担当窓口で手続をしてください。 ・住民異動届(登録担当窓口でお渡ししたもの) ・国民健康保険被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証	あらかじめ加入手続をしてください。(すでに国保に加入している世帯に入る場合、その世帯の保険証を持参してください。)
医療費助成 (小児) (ひとり親家庭等) (重度障害者)	各担当窓口で手続をしてください。 ・医療証	転入先の市区町村にお問い合わせください。(自治体により助成内容が異なります。)
児童手当	・転出予定日をもって、受給資格がなくなります。 ・担当窓口へ届出を行ってください。	・転入先で、転出予定日の翌日から15日以内に新たに申請してください。(遡って受給ができませんので、お早めに手続をしてください。) ・詳しくは転入先の市区町村へ確認してください。
原付バイク (原動機付自転車) 小型特殊自動車	担当窓口へ次のものを持参し、廃車手続をしてください。 ・ナンバープレート・標識交付証明書・印鑑	次のものを持参し、あらかじめ登録手続をしてください。 ・廃車証明書・印鑑

国外転出される方は税金担当窓口で手続の確認をしてください。

《国外で国政選挙に投票できる在外選挙人名簿への登録をするとき》

区選挙管理委員会(総務課統計選挙係)までお越しください。

《国外への転出届を出された方が、帰国し転入届出をするとき》 注意：土日祝日は手続ができない場合があります。

次の書類が必要になります。

- パスポート(自動化ゲートをご利用の場合は、帰国日の分かる資料をお持ちください。)
- 戸籍全部(個人)事項証明書(謄抄本) ○戸籍の附票
- 外国人住民の方は在留カード又は特別永住者証明書等 ○通知カード又は個人番号カード

《転出予定日や新住所地が変更になった場合》

そのまま新しい住所地の市区町村で手続をしてください。

《転出証明書を紛失した場合》

本人確認書類を持って、転出届を行った区役所窓口へお越しください。

《転出をとりやめた時》

転出証明書等*と本人確認資料を持って、転出届を行った区役所窓口へお越しください。

《住民票の写し等の取得について》

転出予定日前日までに必要となる場合は、本人確認資料のほかに転出証明書等*が必要です。

* 転出証明書又は個人番号カード・住民基本台帳カード・パスポート(国外転出の場合)

横浜市 区役所戸籍課登録担当